

代理店と インボイス制度



2023年10月

インボイス開始

知らないと...

● 自店・下位店の 利益減/赤字化 の可能性



こんなことが分かります

ー 代理店とインボイス ー

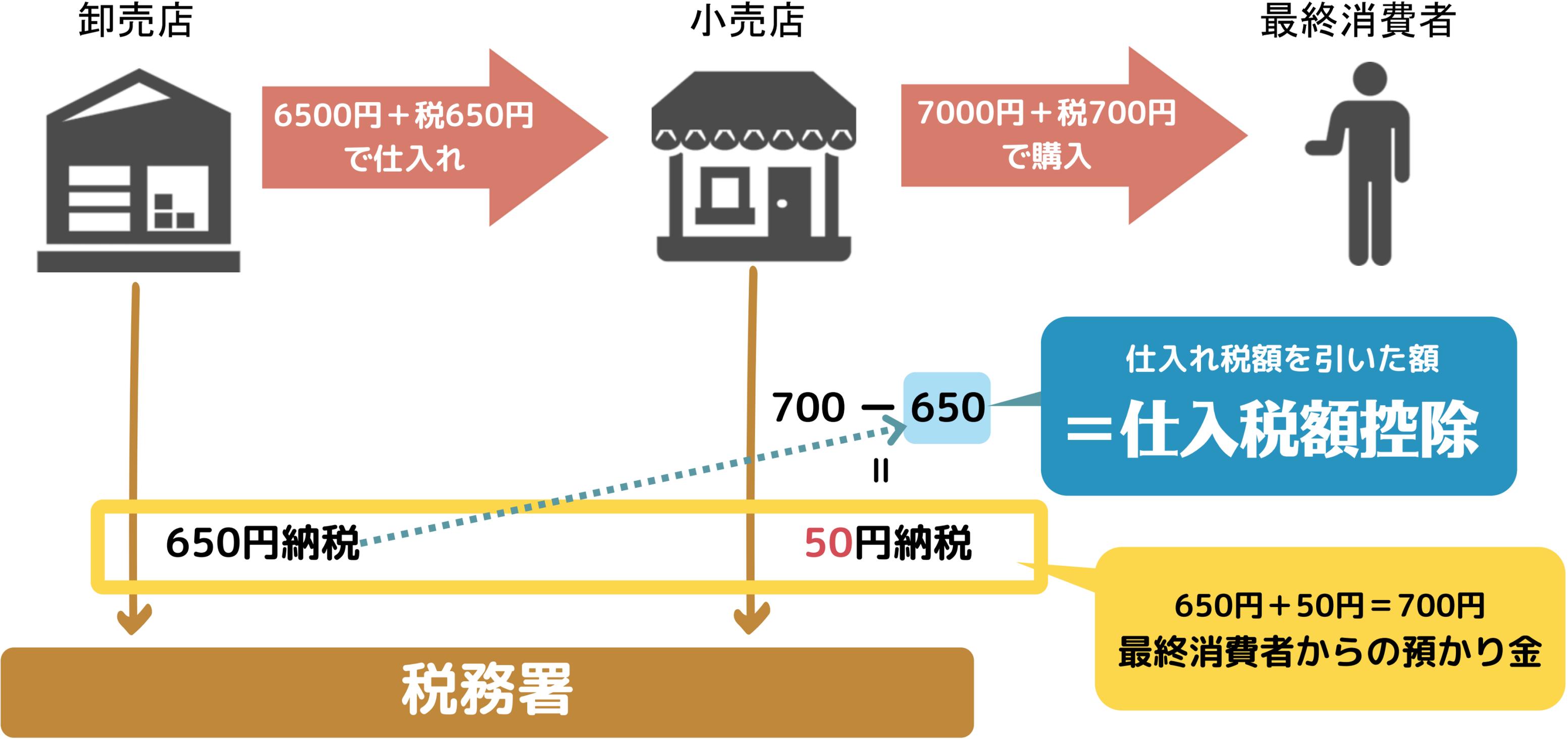
- ・ 消費税のしくみ
- ・ インボイス（適格請求書）とは？
- ・ 課税事業者には2種類
- ・ インボイス制度の経過措置
- ・ 自店はどう対応したらよいか



インボイス制度は消費税に関する制度です

現在の消費税のしくみ

現在の消費税のしくみ



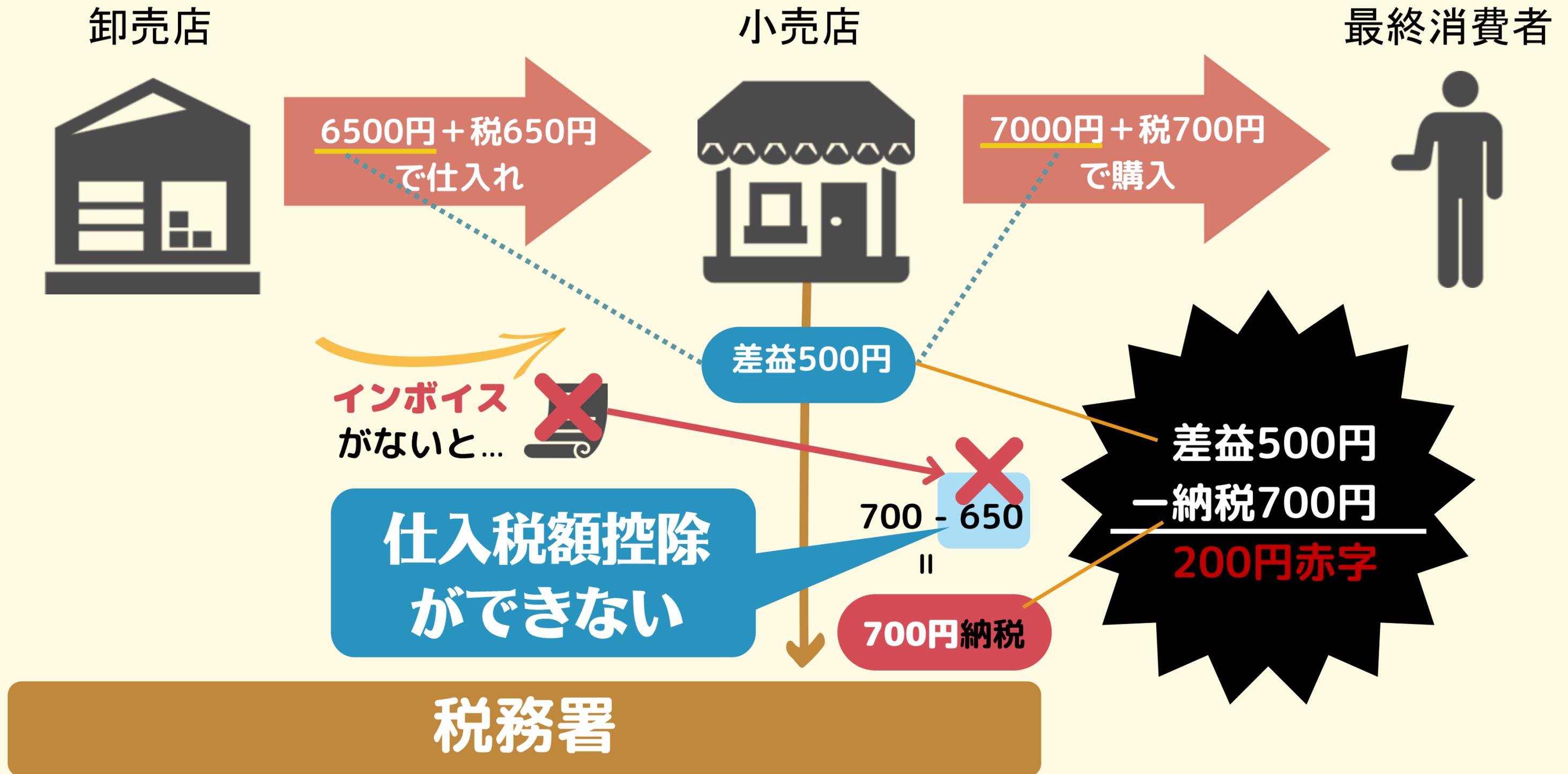
インボイス

が始まるとこんな例も...

差益500円
— 納税700円
200円赤字

なんで？

インボイスで赤字になる例





課税事業者と免税事業者

インボイス（適格請求書）とは？

インボイス（適格請求書）とは？

- 適格請求書発行事業者の登録番号

- 税率ごとの消費税額、適用税率

インボイス制度が始まると...

仕入税額控除に必要な書類となります

請求書

株式会社〇〇〇御中

△△△株式会社
登録番号 T1234567890123

日付	品目	金額
2023/11/10	お酒	11,000 円
2023/11/12	弁当 ※	10,800 円
2023/11/12	送料	2,200 円
	合計	24,000 円

10%対象 13,200 円
8%対象 10,800 円

10%消費税額 1,200 円
8%消費税額 800 円

※は軽減税率適用商品

インボイスを 発行するには

1234567890
24.03.2020
13:55
24.03.2020
Pokladniční doklad
Císlo dokladu
Datum vystavení
Čas vystavení
DUZP

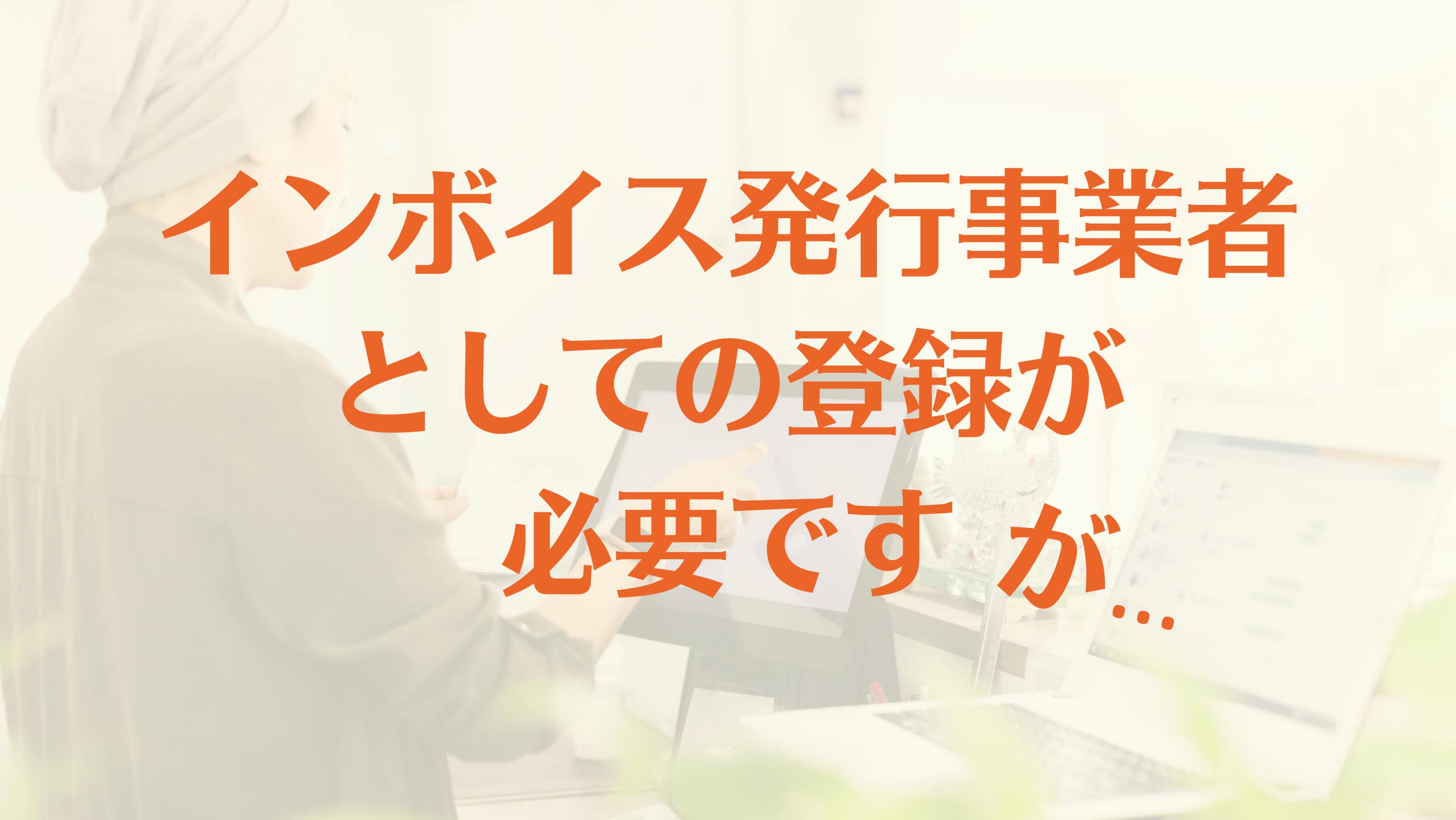
Provozovna 11

Název	Počet	DPH	j. cena	Celkem Kč
			50,00	

Sazba	0%		0,00	
Základ			50,00	
Celkem				50,00 Kč

placením kartou				50,00 Kč
BKP				
www.ProfiUctenka.cz				

RONGTA
ERROR BATT STATUS

A woman wearing a light-colored hijab and a dark jacket is seen from the side, looking at a computer monitor. She is pointing at the screen with her right hand. The background is a bright, slightly blurred office environment with other computer monitors and desks. The overall lighting is warm and soft.

インボイス発行事業者

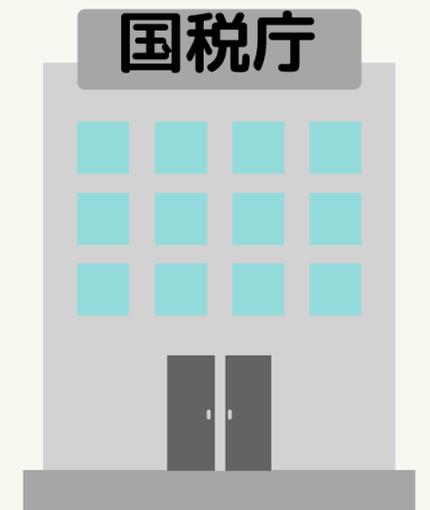
としての登録が

必要ですが...

インボイス発行できるのは
課税事業者だけ

課税事業者とは

- 消費税の申告が必要
- 年間課税売上高1000万円を超える

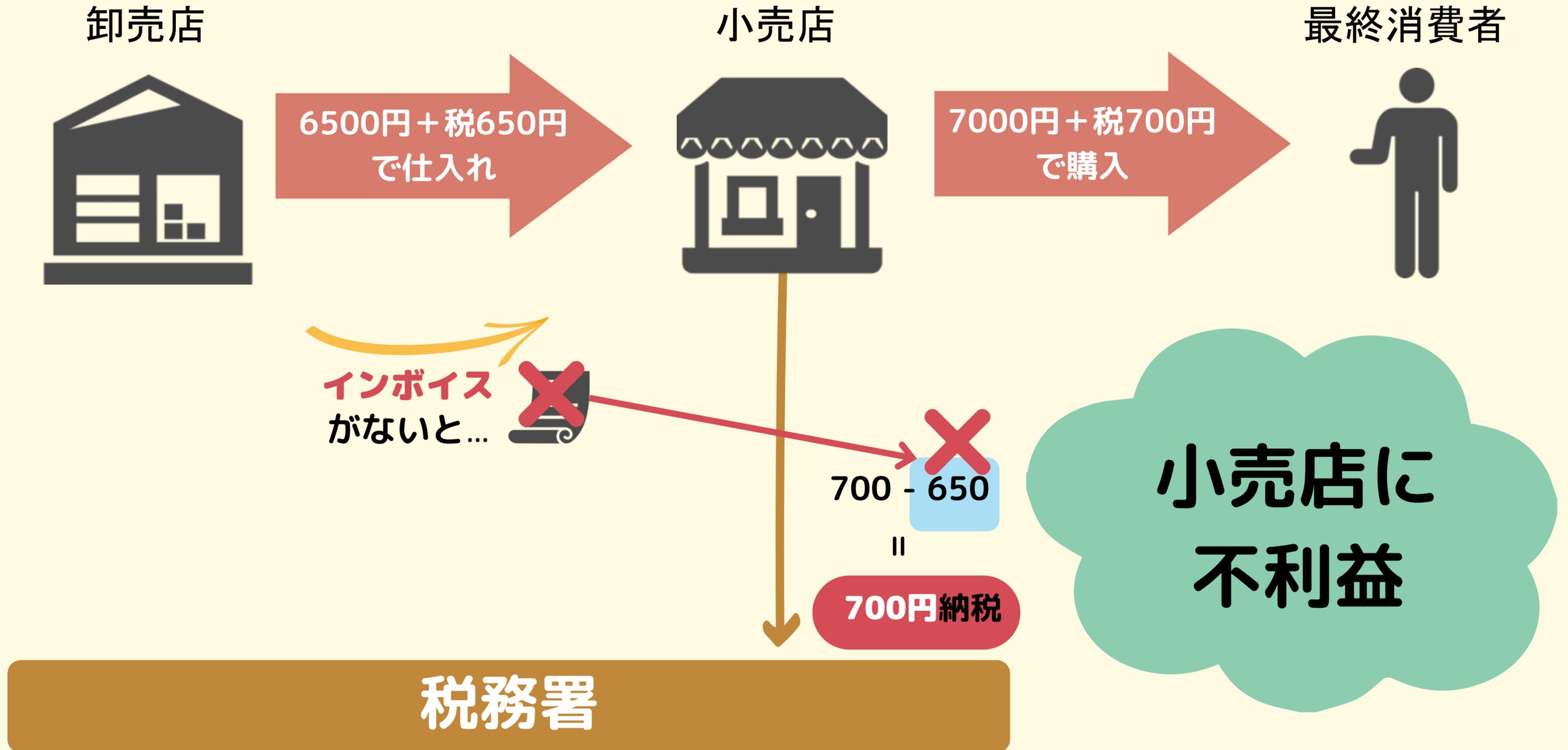


免税事業者とは

- 消費税の納税を免除
- 年間課税売上高1000万円以下

インボイスを
発行できません

インボイスを発行できないと...



インボイスを発行できない

卸売店は

下位店が親変更

の可能性も





ちなみに

課税事業者には2種類あるのはご存じですか？

納税します！

課税事業者

本則課税

簡易課税

きっちり税額を計算
インボイス保存義務あり

ざっくり「みなし税率」で計算
インボイス保存不要！

簡易課税制度

売上の消費税 — (売上の消費税 × みなし税率)

事業種ごとに
税率が異なります

ポイント



- 仕入税額は一切考慮しません
- 売上の消費税で税額を計算できます
- 事務負担はかなり軽減されます

簡易課税制度の条件

年間課税売上高

5000万円以下



簡易課税の「みなし税率」

事業区分	みなし税率	該当する事業
第1種	90%	卸売業
第2種	80%	小売業
第3種	70%	建設業・製造業など
第4種	60%	飲食店、加工賃を対価とする役務提供など
第5種	50%	サービス業など（飲食店を除く）
第6種	40%	不動産業

例えば
卸売店の場合
第1種 90%



卸売店Aの例

- 年間課税売上800万円
- 免税事業者



免税事業者である卸売店Aが 課税事業者になる場合

「簡易課税」と「本則課税」の
簡単な例を見てみましょう



みなし税率

卸売販売

第1種事業

90%



売上800万円+

消費税 **80万円**

仕入



仕入600万円+

消費税 ~~60万円~~

仕入額に
関係なく計算

簡易課税

$$80万円 - (80万円 \times 0.9) = 8万円$$

卸売販売

売上800万円+

消費税 **80万円**



仕入

仕入600万円+

消費税 **60万円**



本則課税

80万円 - **60万円** = 20万円

卸売販売

第1種事業

90%



消費税 80万円

仕入



消費税 60万円

簡易課税

$$80\text{万円} - (80\text{万円} \times 0.9) = 8\text{万円}$$

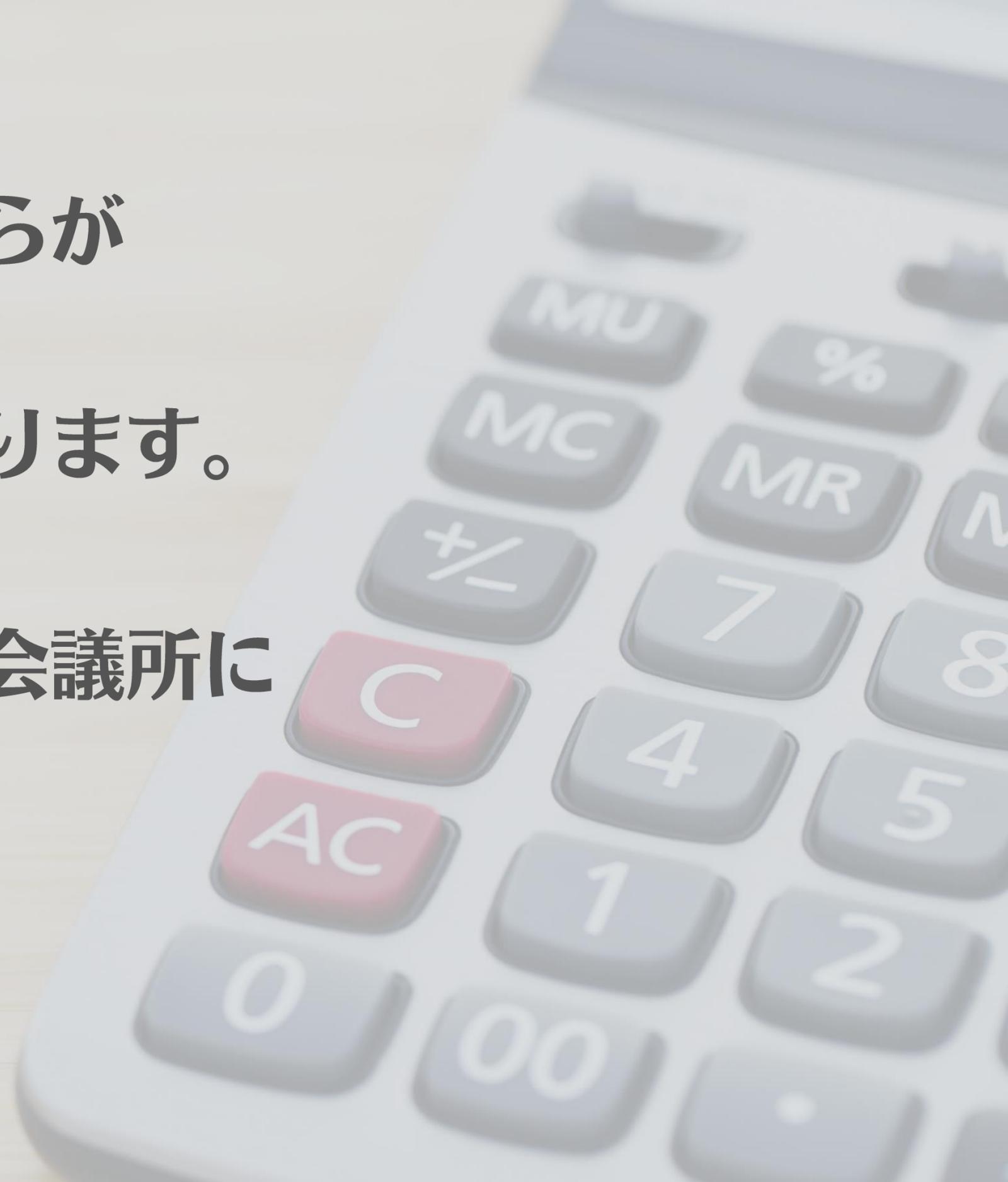
納税額が異なります！

本則課税

$$80\text{万円} - 60\text{万円} = 20\text{万円}$$

**簡易課税と本則課税のどちらが
有利であるかは
事業者の状況によって異なります。**

**税理士などの専門家や商工会議所に
ご相談ください。**





インボイス制度の経過措置

**インボイス制度には
「経過措置期間」が
設けられています**



経過措置とタイムライン

2023年 10月 ← 3年間 → 2026年 10月 ← 3年間 → 2029年 10月

インボイス制度

インボイスなし
のときの

仕入税額控除
割合

80%

50%

0%

経過措置 2023年から3年間

卸売店



免税事業者

6500円 + 税650円
で仕入れ

インボイス
なし



小売店



本則課税

$700 - (650 \times 0.8)$

||

180円納税

税務署

最終消費者



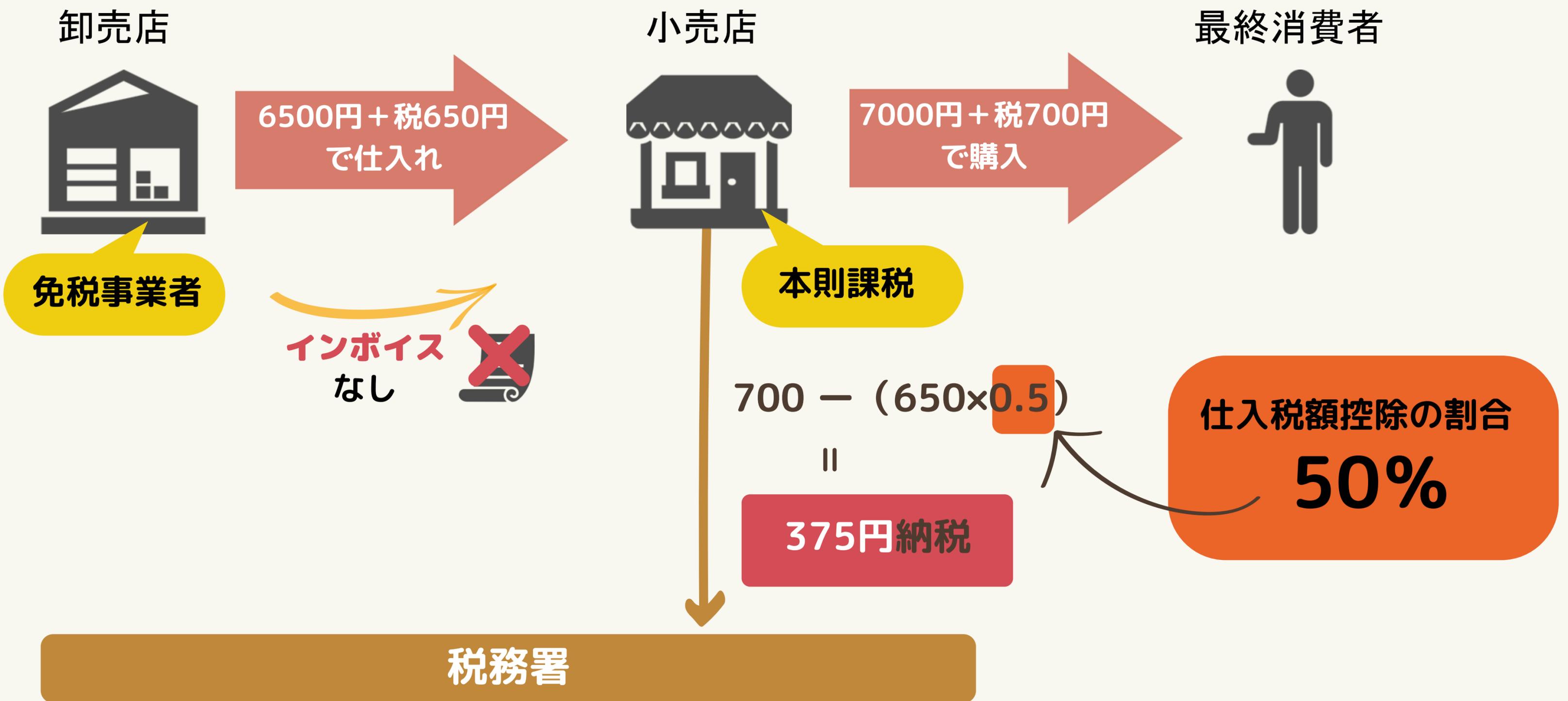
7000円 + 税700円
で購入

仕入税額控除の割合

80%

$700 - 650 = 50$ 円
だったのに...

経過措置 2026年から3年間



経過措置終了 2029年10月

卸売店



免税事業者

6500円 + 税650円
で仕入れ

インボイス
なし



小売店



本則課税

$$700 - (650 \times 0) \\ \parallel$$

700円納税

税務署

最終消費者



7000円 + 税700円
で購入

仕入税額控除の割合

0%

50円 ⇒ 180円 ⇒ 375円 ⇒ 700円

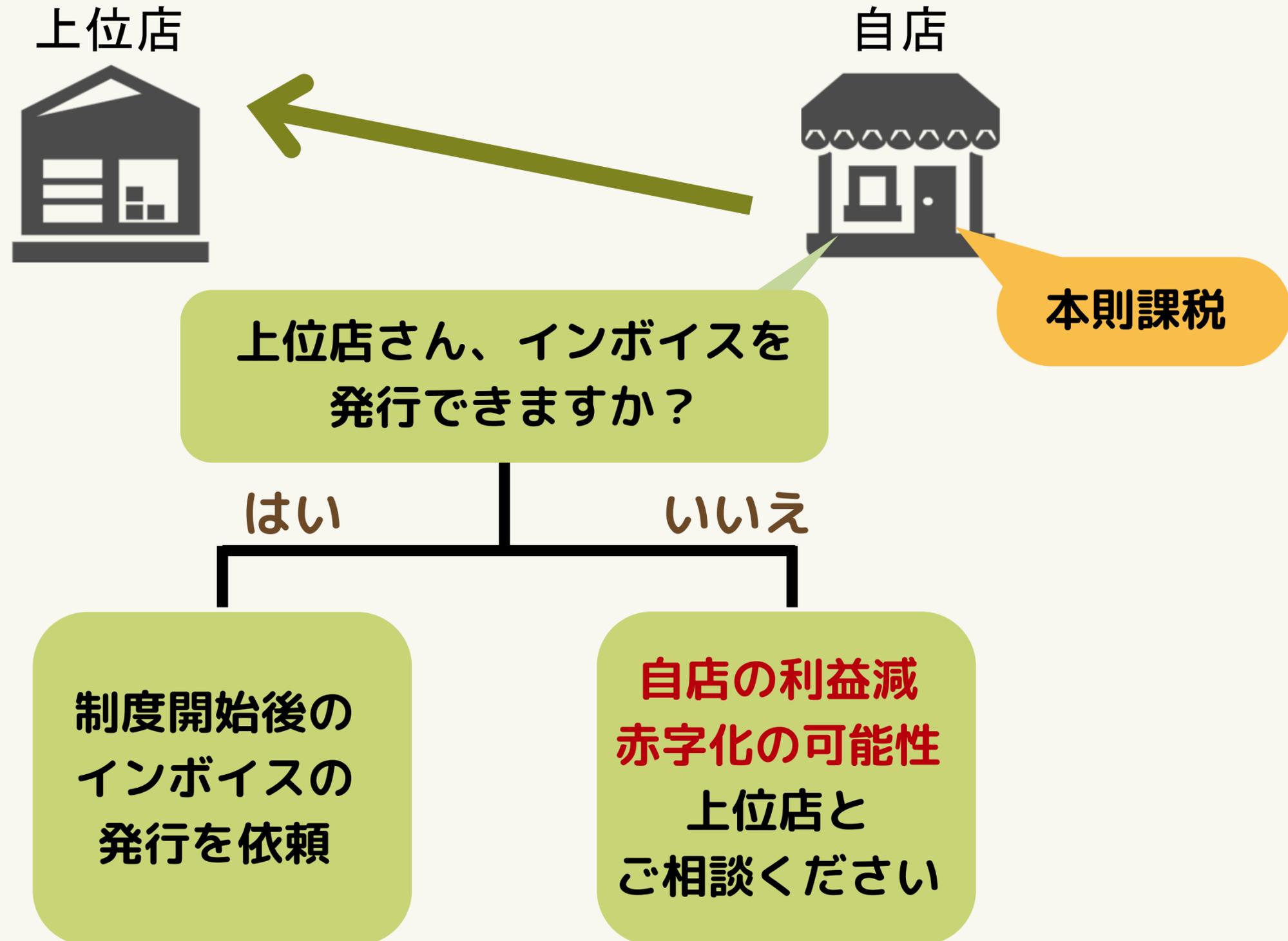


上位店・下位店との関係に注目！

では自店はインボイスに
どう対応したらいいのでしょうか？

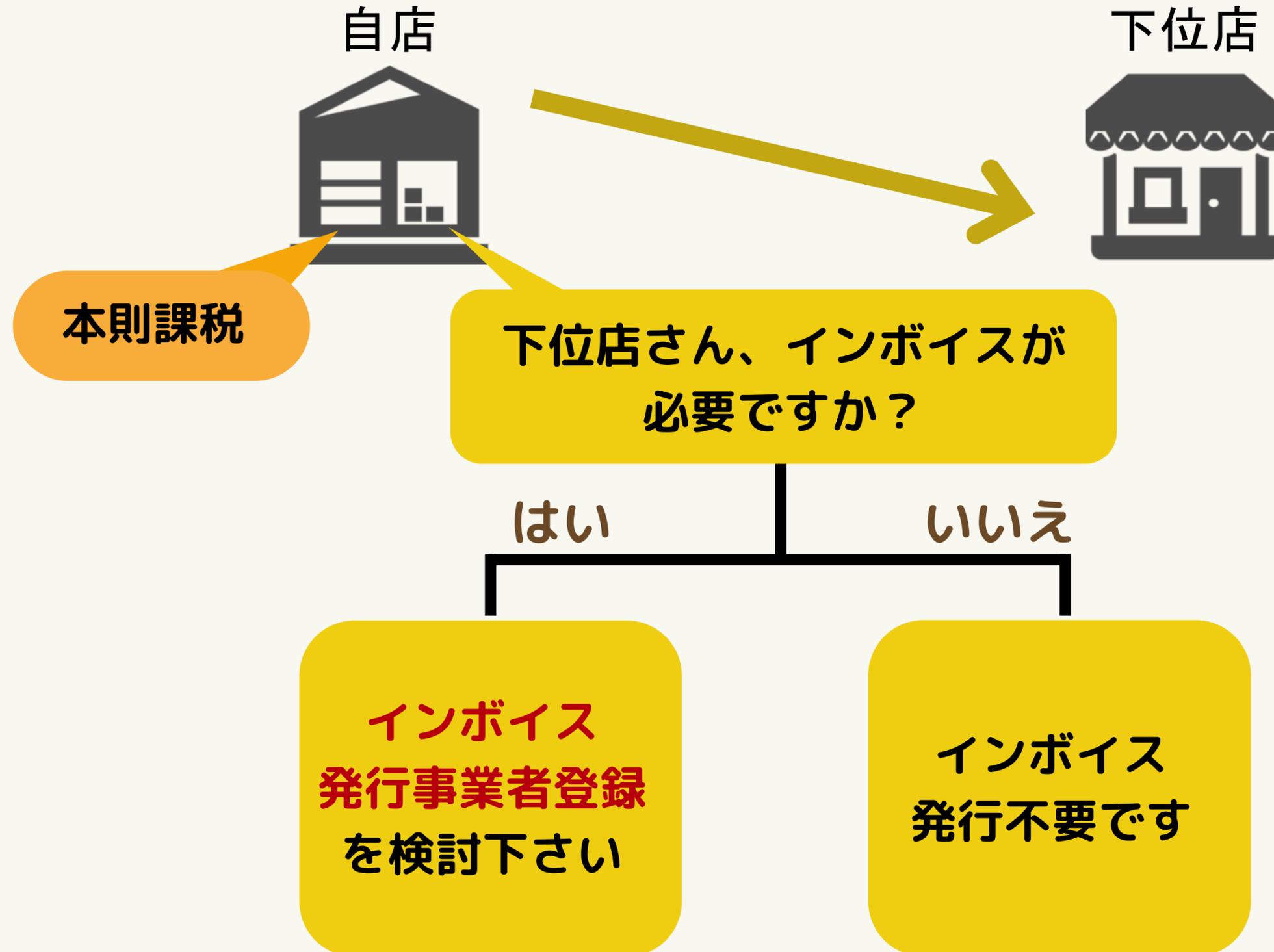
自店が本則課税のとき

上位店との関係



自店が本則課税のとき

下位店との関係



自店が簡易課税のとき

上位店との関係



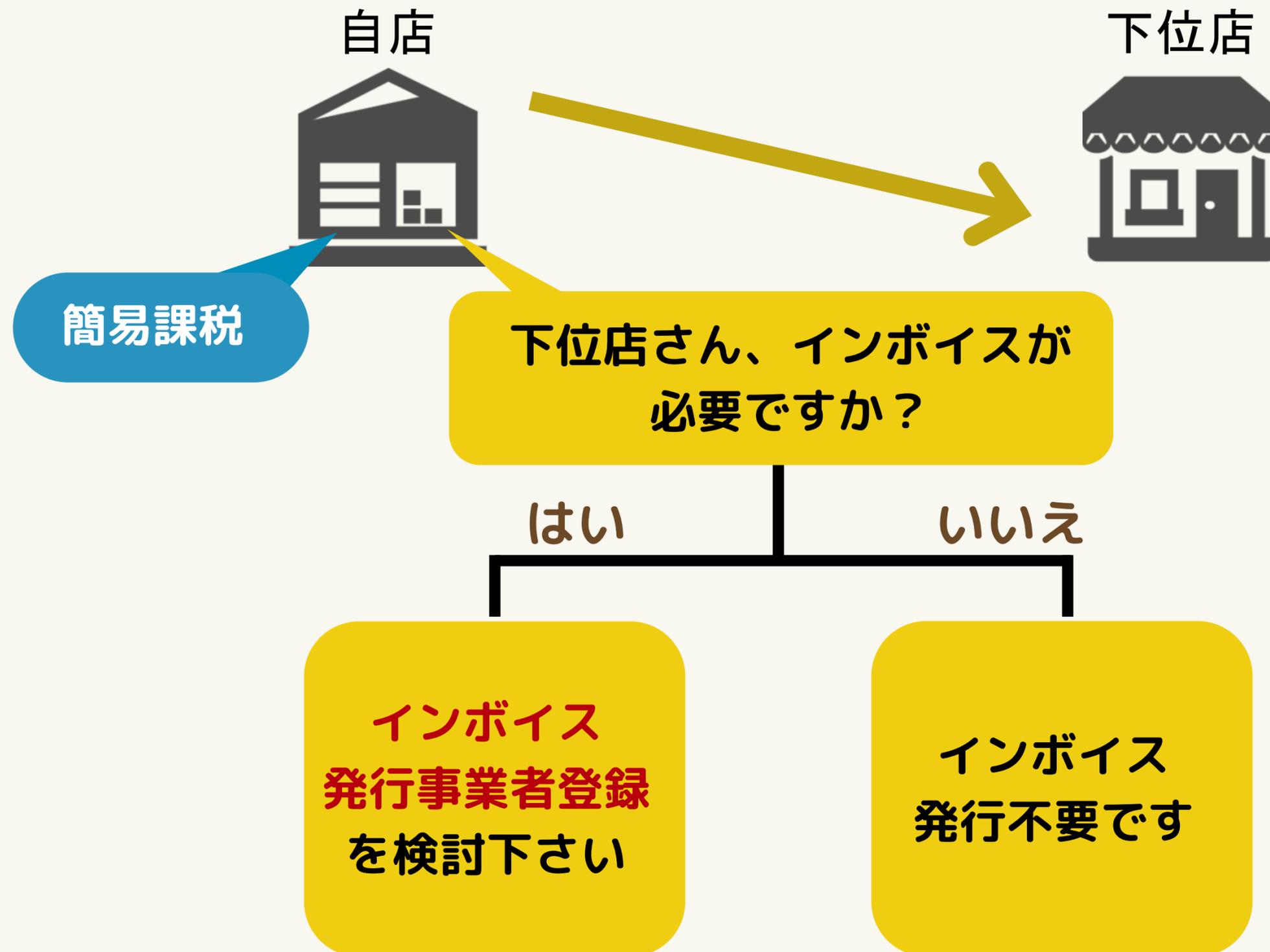
簡易課税

上位店の
インボイス不要

上位店への確認も
特になくてOK

自店が簡易課税のとき

下位店との関係



自店が免税事業者のとき

上位店との関係

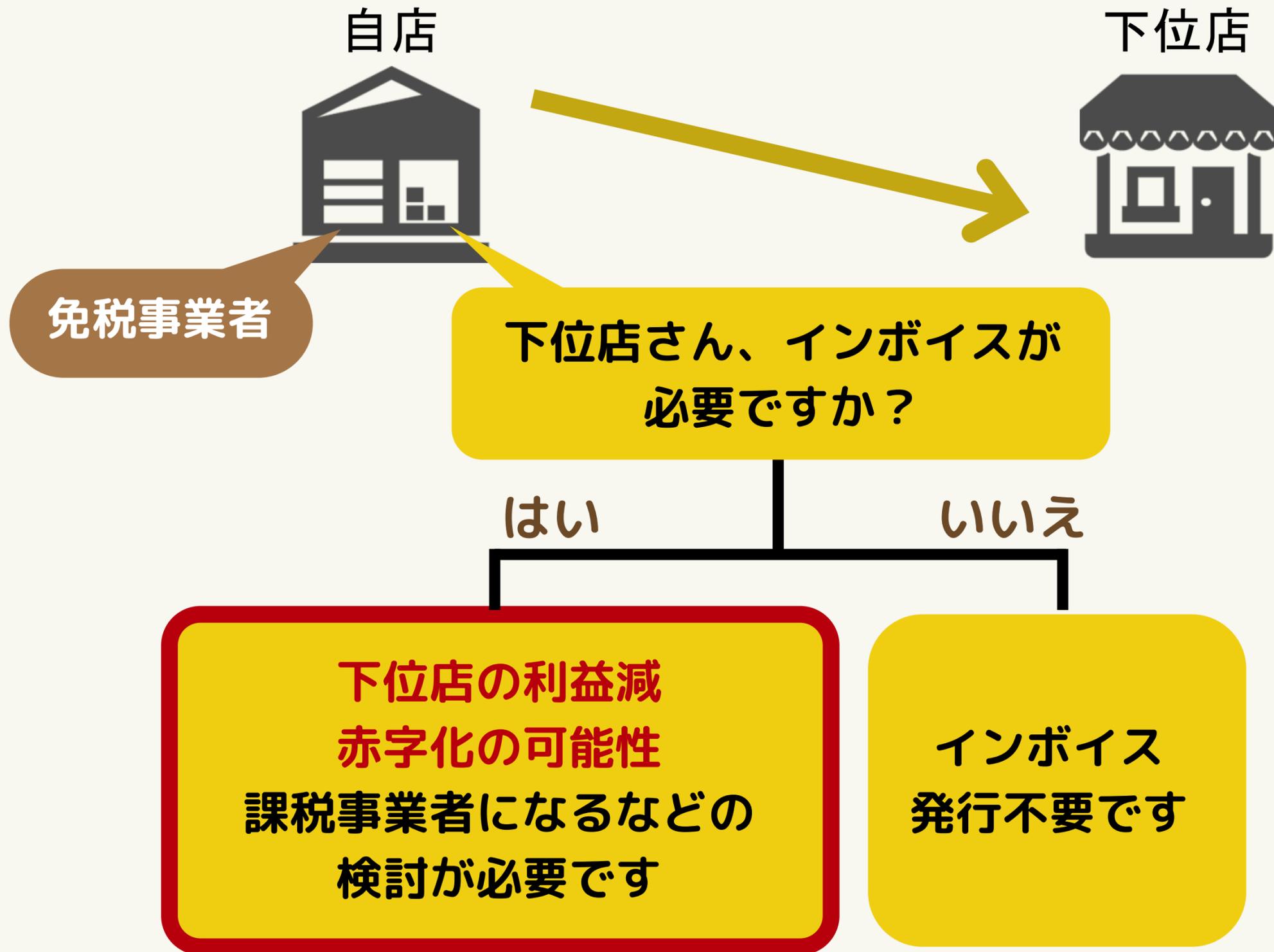


免税事業者

上位店の
インボイス不要

上位店への確認も
特になくてOK

自店が免税事業者のとき 下位店との関係



下位店さん、インボイスが
必要ですか？

上位店



下位店



そう聞かれてもねえ...
インボイスが必要かどうか、
どう判断すれば良いの？

以下に当てはまる場合は、インボイスは不要でよいと思います

- ✓ 事業をやめる予定
- ✓ 事業を縮小して、免税事業者規模になる予定
- ✓ 現在も免税事業者で、今後も免税事業者でいる予定
- ✓ 自身はエンドユーザーで、誰にも販売しない

**インボイス制度開始日に
インボイス発行事業者であるためには
2023年3月末までに登録申請が必要です。**



**インボイス制度に対応すべきかどうか、
インボイス制度開始に間に合わせる必要が
あるかどうかも含めて、**

**税理士などの専門家や商工会議所に
お早めにご相談ください。**
